

会 議 録

| | | | |
|--------------------------------------|-------|---|----------------|
| 会 議 名 (付 属 機 関 名 等) | | 第 3 回 キセラ川西エコまち協議会みどり部会 | |
| 事 務 局 (担 当 課) | | キセラ川西整備部 地区整備課 | |
| 開 催 日 時 | | 平成 2 8 年 1 1 月 1 6 日 1 5 時 ~ 1 7 時 | |
| 開 催 場 所 | | 川西市保健センター 2 階 健康教育室 | |
| 出 席 者 | 委 員 | (学 識) 武 田 部 会 長 (関 連 団 体) 三 井 副 部 会 長、竹 中、荻 田、福 永 (行 政) 岡 本、横 田、清 原、藤 川、松 本、福 井、池 田 (龍)、半 田、 釜 本、柳 本、八 尾、中 西、池 田 (次)、四 方 田、人 見、北 野 | |
| | 事 務 局 | 酒 本、藤 田、山 角、森 留、池 永 速 水、則 竹 (コ ン サ ル タ ン ト) | |
| 傍 聴 の 可 否 | | 可 | 傍 聴 者 数 0 人 |
| 傍 聴 不 可 ・ 一 部 不 可 の 場 合 は、そ の 理 由 | | | |
| 会 議 次 第 | | 1 開 会 挨 拶 2 欠 席 者 確 認 3 報 告 事 項 工 事 の 進 捗 状 況 パ ワ ー ポ イ ン ト ワ ー ク シ ョ ッ プ の 状 況 資 料 1 P.1 イ ベ ン ト 開 催 意 向 調 査 結 果 に つ い て 資 料 1 P.4 4 議 事 キ セ ラ 川 西 せ せ ら ぎ 公 園 ガ イ ド ラ イ ン 【 試 行 版 】 資 料 2 5 閉 会 挨 拶 | |
| 会 議 結 果 | | 別 紙 審 議 経 過 の と お り | |

審議経過

1.開会

○キセラ川西整備部地区整備課 藤田氏

2.欠席者の確認

○事務局

3.開会挨拶

○キセラ川西整備部 酒本部長

4.報告事項

○事務局報告

- ・工事の進捗状況（パワーポイント、工事進捗図）
- ・ワークショップの状況（資料1 P.1）
- ・イベント開催意向調査結果（資料1 P.4）

5.議事

○部会長

- ・工事もだいぶ順調に進んでいて、公園も概ね形が見えてきたという段階にきている。市民活動も着々と回数を重ねて、実際にどういうプログラムをやるかという段階まできている。
- ・各課でイベント実施の意向についても出していただき、10前後ぐらいのプログラムを挙げていただいている。ただ、挙げていただいているのは行政主催のイベントが中心だと思うので、それだけではなくて市民の皆さんがもっとこの公園を使いやすくしていけるようなサポートができるような部会の支援体制になればいいかと思っている。
- ・そのために、まずは前回議論いただいたガイドラインをつくり、それに従いながら皆さんにいろんなプログラムを実践していただく。今日は前回議論いただいたものをブラッシュアップして素案を作ってきていただいているので、ガイドライン案をもう一度皆さんに見ていただき、ご意見をいただいて部会としての案のとりまとめをやれるとよい。今日もぜひ忌憚のない意見をいただきたいので、よろしく願いしたい。

○事務局

- ・資料説明(資料2) 「キセラ川西せせらぎ公園利活用ガイドライン【試行版】」

○部会長

- ・最後の騒音のご報告はどういうふうに理解をしておけばよいか。このようなデータを基に、どのような測定の仕方をするかという確認か。

○事務局

- ・騒音測定を依頼する側も、どのように測定するかということをして1回やってみないとわからない。実際のイベント時の音が、どの程度の数字なのかを体験してみる目的ということで実施した。

○部会長

- ・配っていただいている資料の中の「部会のスケジュール」についてご説明をお願いします。

○事務局

- ・資料説明 「みどり部会のスケジュール」

○部会長

- ・この場でガイドラインについてご指摘いただけるのは今日が最後というスケジュールになっている。ぜひ、大きな視点から、それから細かい文言のチェックも含めてご指摘をいただければと思う。特に前回の議論で言うと、「イベント活動等実施の流れ」のあたりは、杓子定規に審査するというものではなく、窓口で優しく対応してもらいながら比較的市民の方々にやってもらいやすいような流れにできないかというご指摘を踏まえて修正していただいている。騒音の話は少し実績を重ねながらもう少し先に細かい部分の検討をしていく。
- ・前回からの変更点、もしくは前回気づいていなかった点等ご意見あればお願いします。
- ・前回作成されていたアンケートについては、今回は検討対象外で出していないというご説明だったが、スケジュールに鑑みるとどの段階でお示しするという考えなのか。

○事務局

- ・アンケートに関しては、申請の状況をみながらアンケートをブラッシュアップさせていただきたい。ガイドラインに関しては、来年度中は改訂するつもりはないが、アンケートは試行版の適正チェックをするために事務局で判断させていただきブラッシュアップをさせていただく。次年度のみどり部会で「今、こういうアンケートをしています」というご報告をさせていただき、ご意見を頂戴したいと思っている。

○部会長

- ・次回のみどり部会の時でも、市民団体としてはまだどこもイベント実施をやっていない状況だと思うので問題ない。

○副部会長

- ・申請書はアンケートと同じように徐々に案が出るのか。今回、提出書類がまとめて赤で書いてくださっているのはわかりやすい。
- ・表紙の【試行版】の下に期間を入れるという話が出ていたような気がする。
- ・6ページの「4.活動実施」の中の「清掃・：現状回復後の写真撮影」の：の部分について説明してほしい。

○事務局

- ・提出書類に関して説明させていただく。6ページをご覧ください。事前相談書の添付書類がチェックシートのB～Eになる。B：事前相談書、C：イベント活動等チェックシート、D：全体配置図、E：工程計画である。Bの事前相談書はA4用紙になる。AとBの書類に関して、特にAに関して都市公園使用許可申請書と公園使用料減免申請書というのは元からある様式で、キセラ川西せせらぎ公園用につくったものではないので、みどり部会の中では挙げなくてもいいかなという判

断である。同じように事前相談書も、特に議論いただく内容ではないと事務局で判断して今回は出していない。Dの全体配置図は図面に書いていただくようなものになる。これも特に議論いただくかなくてもいいと判断し出していない。Eの工程計画に関しては、フォーマットは決めていない。例えば、当日のタイムスケジュール表をチラシで作られたりするかと思うので、普段イベントを企画する時に作られるようなものを提出していただく。本日資料として出させていただいたのがチェックシートのみということになる。

- ・【試行版】の下に期間を書くということだが、事務局の記載漏れである。6ページは誤字である。

○副部長

- ・今回すごくわかりやすくなったと思う。わかりやすくなると利用しやすくなる。

○部長

- ・6ページのフローによると、相談に来られる方は事前相談書と添付書類を持参だと理解すると、ガイドライン自体とチェックシートを別紙にさせていただいたのはわかりやすくなったが、ガイドラインとチェックシート及び事前相談書というのがセットで市民の手元に届かないと相談に行けないので、どう配布されるのか、もしくはどういうふうにホームページに掲載されるのか。セットとして市民の方々に届くということが前提としていいのか、もしくはガイドラインだけ先に届いて、これを読んでやってみたいと思った人が事前相談書とチェックシートを手に入れるというプロセスもあるだろう。基本的にはセットで考えた方がいいと思う。
- ・事前相談書については様式がある。Cのイベント活動チェックシートについてもこの様式がある。Eの工程計画、Dの全体配置図については様式がないという理解でいいのかなと思うが、公園の図面とかが添付されていてそこに書き込めるベース図みたいなものはあった方が市民の方々は配置図が作りやすいかもしれない。もし簡単に作れるようなら用意していただくのが親切かと思う。

部会員

- ・イベント活動等チェックシートだが、必要書類と併せて市担当課までお持ちくださいと記載の「市担当課」というのはイベントを所管する担当課という理解でよいのか。

○事務局

- ・この書類を提出いただく先になるので、来年はキセラ川西整備部である。その時に例えばどこかの担当さんと共催でされるのであればご一緒に来ていただく。事前に共催される所管課さんとこの書類に関してみていただくことは構わない。

部会員

- ・ガイドラインの4ページ、「指定された場所以外へ、自動車や自転車で乗り入れたり、停車したりすること」とあるが、指定された場所というのは具体的に決まっているのか。

○事務局

- ・今のご質問は、搬入出車両ということか。

部会員

- ・具体的に言うと、会場設営する場合にテントなど重たいものは2t車等、実際公園内に入ることになる。例えば、芝生広場にテントを張る場合、車両が入れず手で持っていくとなるとかなりの労力になる。その辺の運用面はどうお考えなのか。

○事務局

- ・来年度は一件一件ご相談させていただきながらと思っている。芝生エリアに関しては、何か養生をしていただければ大丈夫であると話している。

部会員

- ・養生するにしてもトラックで入る場合にかかなりの養生をしないとだめだと思うので、その辺はまたよろしく願います。

○事務局

- ・4ページに書いてある内容は一般利用を想定して書かせていただいている。許可が必要な行為については、その中で相談させていただくことになる。同じように見ていただくと、今みたいに混乱するようなことも出てくるかと思うので補足させていただいた。

部会員

- ・この公園は指定緊急避難場所にもなっているが、例えばいろんな地域の方がここにあるマンホールトイレとか、かまどベンチを使ったイベントをしたい場合は開催許可はあるのか。

○部会長

- ・例えば市民団体の方がイベントとしてこういう事前の手続きを踏まえられて、かまどベンチを使いたいとおっしゃった場合ということである。

部会員

- ・地域での自主防災会以外の方が、例えば防災に関する啓発をしたいということで子ども達を対象にしたイベントをやるという可能性もあるかと思う。

部会員

- ・従来、公園というのは自治会ないし自主防災会が防災訓練をするという場合には普通に使っている。今おっしゃったように、それ以外の団体、例えばNPOさんが子どもさんを対象に簡単な防災訓練をするといった場合になると、おそらくその団体がどうであるのかというところで分かれてくると思う。今、自治会さんはほとんどフリーパスでやっているのが現状である。それがNPOさんや民間の団体さんとなると通常の許可を取らせてもらわないといけないと思っている。

○部会長

- ・基本的にはNPOさんが、今のガイドラインの手続きに則って「貸してください」という申請があればお貸しするのはやぶさかではない。むしろ防災設備は災害の時に使うにも、日頃から使って

おかないとなかなか使えないというのは、熊本地震の被災地にも調査に行かせてもらった中で感じている部分ではある。むしろそういう動きは市民の側から起こってきて使いたいという要望があれば積極的に使っていただく。つくったものをより上手く使うという意味では理想なのかなと思う。

部会員

- ・6ページの「1.事前相談」の事前相談書。様式があるとおっしゃっていたかと思うが、あるのか？

○事務局

- ・こちらで現在作成しているものがあるということで、すでに規則等で定められたものがあるという意味ではない。本申請で使う許可申請書と同じような簡単に書ける内容のものである。

部会員

- ・A3の「みどり部会のスケジュール」のところだが、29年度の公園利活用ガイドライン関連の報告で「社会実験後の公園利用」の社会実験後というのは何を意味しているのか。

○事務局

- ・試行期間後の公園利用についてとなるので、現状、試行期間は平成29年7月～平成30年3月としているので、それ以降の利用についてという意味である。

部会員

- ・今までの話の中で「社会実験後」という言葉が出てこなかったのが、ここは直したほうがよい。「試行」と変えた方がよい。
- ・4月から一般公募を開始して、7月に第4回みどり部会をやるという3～4ヶ月の間で整理ができるほど申請があがってくるのか。そこであわせてガイドラインの適正チェックが7月の段階で形になってできるのかという分析はどのようにされているのか。

○事務局

- ・赤い文字で挙げているものだが、7月のみどり部会のみでやることではなくて、来年度のみどり部会でやることと読んでいただけたらと思う。また、4月から公募して7月にどのような話ができるのかというのは今の時点ではわからないので、3ヶ月ぐらいで皆さんと一緒に共有したいなという思いで、7月とさせていただいている。その時の状況をみながら早めたり、遅めたりということはあるかと思う。第4回みどり部会というのはそういったことを判断しながら書面であったり、メールであったりで、いつ開催したいというご案内をさせていただきたい。

○部会員

- ・先日、かわにし音灯りが川西まつりの前夜祭ということで産業振興課さんが窓口になっていただき、無事開催できたことにお礼を申し上げる。非常に天候もよかったので、来られる方の気分も良く、私の耳には主だったクレームのような大きな話は今回聞いていないので、例年に比べたら上手くいったのかなと思っている。駐車場の敷地でさせていただくのも今回が最後になったので、キセラの地の神様に「よくやった。来年も頑張れ。」というお言葉をいただいたかなという理解を

している。

- ・公共空間の利用というのは、人と人、人とまちをつなぐ。それでいて豊かさを覚える。豊かさというのは、僕はやさしさに触れるということと思っている。それがどうなるかというのは、私も事業者だから地域で経済や社会が循環するという、要するに事業者に目を向けてもらうというのも市民目線としては考えてほしいということだし、それぞれが助け合って川西として成立するというところが商工会という立場として申し上げたいところである。
- ・今日のガイドブックの件だが、私も使い手の立場だと思うので、その立場で申し上げますと、十二分に前の文章からやわらかく、見やすい形になっていたと思う。具体的に音灯りだったらどういう形ではめていこうかなということまで今考えているので、ガイドブックに物申すことは何もない。
- ・川西まつりにお世話になって音灯りもさせていただいているけれども、来年独り立ちするのか、変わらず前夜祭でいくのかわからないが、何か公園運営の試験的モデルで4月の記念すべき1回目に募集してみようかと思っている。

○部会員

- ・どちらかというと私も利用させていただく側の立場である。中身については同じような感想をもっている。複合施設の運営準備を進めさせていただいている立場から、資料1の報告書の中にあつた、予定をされている公園での取組一覧みたいなA3の用紙。複合施設の運営業務の中にエリアマネジメント業務がある。キセラ川西全体を活用した上で、価値向上に向けた取り組みをやっていくような趣旨である。いろんな形で連携を図らせていただけるような取り組みがここに記載されているのかなという印象がある。
- ・具体的なPFIの手続きとしては所管の担当課と話をさせていただければと思うが、これ以外のイベント・取り組みというのをどれくらいつくっていけるのかということが今後の課題である。
- ・市の中でお考えのイベント・取り組みとPFIとのつながりというのを、またどこかで決まりを設けて整備をさせていただけるような形になっていければありがたい。その上でいろんな市民の方々の取り組みを市民の方々がつくっていけるような流れをつくっていきたいと思っている。

部会員

- ・ガイドラインの7ページの「(4)使用料金」の試行期間について、平成30年3月31日までという記載があるが、スケジュールのところでは実際、一般の方が使えるようになるのは9月ということで、試行期間については見直しというのは可能だが、スタートするガイドラインの中で、もう少し延ばしてもいいかなという思いがある。その辺、ご意見をいただけたらと思う。

○部会長

- ・確かに4月始まりだったらこれで1年間のイベントすべて試行できるということだが、開園が7月に延び、もしくは芝生エリアは9月からと考えたら半期分ぐらいしか試行がとれないという状況になる。市民側にとってみれば、あと半期試行期間を延ばしていただく和使用料免除ということなのでメリットはある。例えば、春やりたいイベントを準備された場合、試行期間後の開催になってしまうので、試行期間を柔軟に対応していただけるようであればいい方向である。市の財政の話とかいろいろあるかもしれないので、一概には言えないかもしれない。
- ・この場で、皆さんご意見はあるか。延ばすとするといつぐらいまでというのが考えられそうか。7月1日の開園だと6月末とか。特にご異論がないようであれば、そういう方向で進めていただく。

○事務局

- ・一般の申請は9月からになるので、8月末までの1年間ということで検討させていただく。

○事務局

- ・来年はキセラ整備部でやっていくが、平成30年度になったら公園緑地課に移管という形になっていくが、その辺は8月末になったとしても問題はないか。

部会員

- ・実際に市民の公平性を考えると1年が妥当かというのがあって、それをなおかつ市民サービスの向上という大前提を覆してまで4月からお金をもらうというのは言えない。その部分については、実際には歳入は入ってこないが説明はできるので大丈夫と思う。

○部会長

- ・積極的に引き受けいただいた。

○副部会長

- ・今の話だが、市民としても、それから指定管理で事業させていただいていても、1年間やってみないといろんなことは出てこないというのが私たちもやっていて経験なので、市民側も1年間いろいろやってみて「こうしたらいいね」「ああしたらいいね」というのを出せるような期間として考えられたらいいなと思った。
- ・私はワークショップにも参加していて、ワークショップ参加者にももうちょっとこの辺の情報があってもいいのではないか。イベントの企画書を作っていて毎回言われるが、そればかりでは雲をつかむような、本当にできるのかどうなのかなという机上の空論的な企画書を作るのではないかと。私はコンシェルジュチームに所属しているが、そこでは次回のワークショップに質問状を出そうと言っていて、具体的に「これはどうなんだ」とみんな疑問が湧いてきている。もう少しシェアしながら、せっかくいろんな市民が関わっているので、いろんな知恵を出し合えるような場になったらどうかと思うがどうだろうか。

○事務局

- ・公園の完成の時期がずれたことについては前回のワークショップの後に決定した。10月の会議室開放時にお伝えするかどうかすごく迷ったが、皆さんがお揃いでない時にタイミングが違う中でお伝えするという事は逆に混乱を生むと思ったので、再来週のワークショップの中で丁寧に説明をしようかと思っている。会議室開放時にイベント・自然・子供の遊びの各チームもそれぞれ課題を具体的に挙げてくださってくる時期になるので、そういったものを整理する時間というのでも設けたいと思っている。市民ワークショップの話ばかりになったが、ご理解いただきたい。

○部会長

- ・行政さんで既にこれだけラインナップしていただいているので、市民の方々に先導的なイベントにならないといけないと思う。このイベントについてフローに従って事前相談書を作って、チェックシートを書いて、全体配置図、工程計画を作って、行政だとかこういうふうに準備しているということを市民の方々に示してきて、それを参考にしながら市民の方々も作ろうとやっていた

だけのような、ここに挙げていただいているイベントが市民のお手本になるようなプロセスで進めていてもらいたい。やってみたいと思う方が来られた時に先導的な例としてお示しできるような準備もしていただくと、何もやったことのない市民の方々でもこういうふうにやればできそうだと思うような先導例にさせていただくのがいいのかなと思った。

部会員

- ・ガイドラインは市民団体や利用者が性善説に立った場合のガイドラインだと思う。例えば、明らかに商い行為だけを目的とした出展者さんが、今無料だから貸してもらえるはずだと言われた場合、許可があればできることの「商品を販売すること」に該当するからできるだろう、許可出せというお話が出てこないとも限らない。せせらぎ遊歩道で「毎週、たこ焼きを売らせてくれ」ということに対する何か抑制できるような手法は考えられているか。

○部会長

- ・前回も議論に出た。5ページの下のところ、許可できない項目が書いてあって、これが今おっしゃったことに対する武器になっているかどうかというチェックはすごく大事だと思う。もし、経験上これで足りなさそうというのであれば、ここは付加していただいた方がいいかもしれないし、少なくとも1年間の試行期間はこれに対応してみようという判断にされるのか、事務局のご意見を聞いてみたい。今までのご経験上は、これだと弱いという今のご発言か。

部会員

- ・僕は4月に来たばかりなので、経験がまだ半年である。性善説で言ったらこれでいいと思う。絶対、悪用しようという人が必ず出てくるので、その人も1年間は無料にするのか。PRではないが公園の活性化という意味ではそれも使用のひとつだと思う。ただ、それを「うん」と言わずかどうかというのが悩むところかと思う。

部会員

- ・例えば、おしゃれなクレープ屋さんとかがキッチンカーでやるのはOK？そういうふうに考えると、私は商い行為が目的の出展者さんがやってもルールを守って、申請許可をとってやっていただけるのでしたら1年間は許可していいのかと思う。

部会員

- ・公園を利用して大手スーパーが店を出したい。それは目的としては、地域の高齢者がこの頃店に行けないので、出張して公園を利用して販売したいというのがあって、スタンスとしては明らかに商い行為だけなので断る。思いはいいが地域からの要望があれば別だが、自治会からの要望もないし、断らないといけないケースかと言っていたが、結局、地域が反対してできなかった。そういうケースが想定される。純粋な商い行為というのは基本的にはご遠慮くださいという指導があるので、それをどうするかというのは頭を悩ますところかなと思う。

○部会長

- ・それをどうしておくかというのは、かなり大事な部分だと思うので、この項目を厳しめにしておくか、とりあえずは1年これでやってみようかというその判断だと思う。

○副部長

- ・私たちNPO法人は施設の指定管理をさせていただくようになって7年目だが、やはりここはすごく難しいと思う。項目はこれでいいかもしれないが、許可するかどうかは後々に響いてくる。今、この規模ではないが、センターの部屋を使う、使わないでも毎日悩んでいて、行政の皆さん本当に大変だなと、ご苦労がしみじみ伝わってくるような感じである。私たちの指定管理の前に、行政直営の時に許可されたからと言われ、それを錦の御旗のようになされると断りにくかったりする。試行期間であっても、その判断というのはものすごく重要かと思う。

○部長

- ・連続占有の日数は決まっているのか。条例や規則にあるか。例えば、1年間ずっと同じ場所で占有させてくださいはOKなのか。

部会員

- ・現実的には、自治会さんのレベルであれば半年であるとか、毎年何かをやるというところで1回の申請でやっていただいているケースもある。あくまでも地域の団体や地域のためにやる催しというので手間を少しでも少なくするために一括してもらおうというのはあるが、原則は毎日がルールになる。

○部長

- ・1回の期間は1週間とか1ヶ月とかどういうふうに決めるのか。

部会員

- ・現実的には、ほぼ1泊2日ぐらいの、準備を含めて2日間ぐらいのケースなので、実際には1週間ずっとやっているというケースは今のところはない。

○部長

- ・ここに書かないまでも、ルールとしては市の中では共有してお持ちいただいていた方がいいかもしれない。1回申請が来て、1年間そこにずっと屋台がたつということだと他の利用に対しても支障が出るような気がするし、内規的にでもご検討いただいていた方がよいかと思う。

○部会員

- ・使われる方の選択というのは、結構ぎりぎりの話だと思う。音灯りだが、2、3月ぐらいから1年かけてみんなで今年はどうするというで話を進めているのだが、イベントの中の模擬店も当然あるが、極力僕らのメンバーで炊き出し風にはやっている。口コミで来られる場合があるが、中には風貌が明らかにそんな感じの人ではないかなというのが一度来たこともあった。それからはチェックをかなり厳しく、仲間同士でもこういうコンセプトでやっているから理解してと伝えてはいるのが現実である。我々もよく言っているが、シビックプライドだ、このまちをというような話を1年間する中で一緒にやっていこうとなってくると、あまり変な方は来られない。
- ・ワークショップもずっとやっているわけで、それも騙されたのか騙されていないのかわからないような感じで踊らされるように市民がやっていることで、ちょっと今怒りを覚え始めているのが実際のところである。同時にそれで実践でやっていることもある中で、あのワークショップに関

してはいまだに大きな花火があがっていない。1年に1回くらい花火をあげていたらついていっていいんだということになってくる。

- ・公園が動き出したら市民の方を中心に、公園でイベントを売っていくというグループ、そういう組織を立ち上げた方がいいと思う。先導役は市民の方がいいと思う。やれと言ったらやる市民はたくさんいるので、そういう組織は作っておかないと、行政としての受身の状態ではギリギリの人が来ると思う。公園のコンセプトとして書かれているこの趣旨に対して理解をしてもらえらる人を選んでいく努力を市民同士でやっていかないといけない。行政はなかなか「あなたはこっちだからだめ」とは絶対言えないので、選ぶ市民という立場、ワークショップがもうちょっと成長した組織があってやっていくかなという気はする。

○副部長

- ・私たちが携わらせていただいているセンターではいろんなルールの見直しをするワークショップを利用者さんとやっている。指定管理者とか行政の方がルールを決めるのではなく、利用者の視点とニーズに沿って、もし不都合が出てきたらみんなで一緒に考えようという、それをセンターでは利用者自治と呼んでいる。
- ・ワークショップのコンシェルジュグループが細々と続いていたら、またどこかのしかるべきタイミングでキセラの公園の使い方ルールをみんなで考える大ワークショップなんていうのを提案できたらいいねという話をしていた。
- ・私どものNPO法人の理事長は久隆浩というまちづくりの先生だが、そういう発想というのは先生がいつも言っていることで、利用者が納得のいくところまで話し合ったらと落ちたところにルールを決めたらあまり揉めることはない。センターも2回くらいワークショップをしてきているが、自分たちで話し合ったら決めていたのであまり揉めることはない。文句も出ないし、むしろ話し合ったから、次こうやってやったらいいのではという提案が出る。シビックプライドにも結びついていくし、今の私たちのチームもそんなことを考えていけたらいいと思っている。

○部長

- ・ガイドラインだけに運用を頼るわけではなくて、市民を支えるマネジメントのあり方もみどり部会では積極的に議論していったって、それをどうやってサポートできるかとかそういう議論を来年度以降できればいいかなと思う。
- ・1ページ目の最初の文だが、「開園後は...このガイドラインは」と「本ガイドラインは...」となっていて、「このガイドラインは」に揃えられた方がいいのではないかなと思う。
- ・2ページ目、3ページ目は「 キセラ川西...」になっていて、 を外した方が市民目線ではいいのかなと思う。
- ・3ページの上、【施設名称】に阪神間都市計画公園3.3.706号とあるが、これも市民感覚的には何のことだかよくわからないので、なくてもいいと思う。
- ・7ページ目の「(4) 使用料金」のところだが、上の表はヘッドラインを緑にしているので統一していただけるといい。
- ・8ページ目の「利用可能日及び利用可能時間」の3つ目、「イベント準備については、原則8時からとし、撤収についても原則当日19時までとします」後ろも「原則」を入れておかないと、この読み方だと撤収は当日19時までしかだめだと読めるような気もするので、後ろにも「原則」を入れられたらどうか。

- ・もしできればという範囲で構わないが、表紙をもう少し市民に親しみやすい感じに、手に取ってみて自分もやろうかと思えるような表紙にしてはどうか。試行版の時はこれでもいいかもしれない。普通の冊子で配られてもあまりワクワクしない感じがするので、表紙を見たらやってみたいと思えるような、写真が入っているのか活動の絵が入っているのかわからないが、もう一工夫、時間の許す範囲内でできるようにできればやっていただけるとありがたい。

○事務局

- ・事務局から皆さんにお伺いしたいことがある。連続して使えるのかという質問で、現状としたら自治会の方のケースのみということだが、同じグループが、長期間、または1週間、2週間ではないが毎週土曜日にずっと無料で使い続けるのを許すのかどうか等のご意見を頂戴したい。

部会員

- ・公園緑地で管理している公園だが、例えば現状で言うと、1週間、2週間連続して借りる力のある団体はない。年に1回、1日公園を借りてやるというのにみんな力を注がれている。おしゃれに言ったらクレープ屋さんがずっと来るケース、その場合については毎回出してもらうというルールになっている。実際にもう今年5回目だからだめというのは条例規則上言えないので、申請があったら審査して受けなさいという法律になっている以上、毎週使っているからだめというのは言えない。原則的には、申請が出てきたら受けざるを得ない。ただし、毎回毎回出してね、というのは仕方がないと思っている。

○部会長

- ・先は決まっているのか。何か月先の催ししか出せないというルールになっているのか。

○事務局

- ・今の事務局の投げかけは、先ほど変な人がずっと使ったらどうなのかという意見を考えていくと、5ページの許可があればできることの1点目の「商品を販売すること」に該当するので、それは取り敢えず許可をしていくんだなということが、まずファーストステージである。その後、連続してどこまで認めるのか。例えば、連続で1ヶ月、2ヶ月を許すのか、あるいは先ほど言ったように毎週土曜日何回も許すのか、そういう議論かなと思っている。誰もやったことのないことなので、もし想定されるのであれば、このルールに例えば連続3日までとするとか、頻度は3回までは無料とか、そういうことを書けばそれで済むことである。その必要があるかどうかを議論していただきたい。
- ・時間がないので議論していただいて、後は事務局で先生と相談して部会長の判断で着地をするというところまで今日のご判断をいただく必要がある。もちろん、申請があれば受けることは大前提なので、無料で試行期間だから連続性をどこまで認めるのかということと、それをここに書くのかどうかということをご意見いただいて事務局で考える、あるいはこの場で決めていただくと事務局は助かる。

○部会長

- ・連続実施期間を何らかに定めた方がいいのではないかなと思う。定めないと、1回出したらずっと1年間と言ってしまう。例えば1週間と定めておけば1週間は毎回出すという作業が発生してくるので

はないかと思う。あとは、いつから受け付けるか。1年先の予約も全部できるのか、3ヶ月前にはじめてリリースされて、3ヶ月前に受け付け始めるのか、それも重要なことである。

- ・大阪市では、連続で3ヶ月までとか決まっていたような気がする。時間的な制約があるが、可能だったら近隣他市ヒヤリングしてみて、何に基づいて決められているかというのは調べられるようだったら調べていただいて、それを材料にご判断いただくというのがいいかなと思う。
- ・そのことをガイドラインに書くか、内規的にもっておくかという話もあると思う。それは書いた方がフェアだが、そこまでやらないといけないのかという気もする。

部会員

- ・明記していないとどこにも書いてないではないかと言う人が絶対出てくるので、明記しておいた方がよい。回数の制限も試行期間の特例として何日とするとか、何回までとするというのを決めるのはいいと思う。試行版が取れるまでにルールを固めてやる方がいいのかなと思う。

○部会長

- ・了解である。期間、いつから公募できるか、連続で何回応募できるかというような何らかの制約について検討した上で、ガイドラインに反映して入れる方向で検討するということにしておく。
- ・他にもいただいたご意見を踏まえて、少しガイドラインの修正はあると思うので、出来れば皆さんにひと通りメール等でご確認いただければと思う。どうしても時間がないということであれば、会長預かりにさせていただいて、私の方で判断させていただくことをお認めいただいて、今の内容で進めていいということをご了承いただいたということによろしいか。(了承いただいた。)

○部会員

- ・表紙のお話をいただいていたが、音灯りは今まさにこの会議で話をされていることをコンセプトに6年続けてきたので、市民が主体でやるイベントとして、シビックプライドを育む事例として確実に成功事例なので、よかったらこの表紙のどこかで写真を使ってもらえるといい。写真はたくさんある。

○部会長

- ・今日はここまでさせていただいて、進行を事務局にお返りする。

○事務局

- ・長い時間、ご議論いただき感謝する。最後に今後の予定についてお伝えさせていただく。本日、ご議論いただいたガイドラインについては、修正の内容が出たので、また事務局で進め方を決めて皆さんに確認いただく場を事前に連絡させていただくようにする。
- ・前回の議事録を参考資料として添付していたが、前回から日が空いており大変申し訳ない。一度ご確認いただき、何か修正等あれば今週の金曜日までにご連絡をお願いします。議事録データについても明日には皆さんにお送りするようにする。
- ・次回の開催日は来年の7月頃である。来年度も引き続き開催するのでよろしくをお願いします。

以上